

欧州特許機構がカンボジアと新たな validation(認証)協定を締結

欧州特許機構は欧州特許庁（EPO）が執行機関となっている多国間政府機関であるが、この欧州特許機構は既にモロッコ、モルドバ共和国及びチュニジアとの間で validation agreement（認証協定）を締結済みであったが、2017年1月23日付で、非締約国であるカンボジアと4件目の認証協定締結に至った。これは、アジア地域の国で欧州の特許を承認する認証協定としては最初のものとなる。EPOによれば、同協定は2017年7月1日付で暫定的に発効する予定とのことである。

カンボジアは、少なくとも、移行期間においては、同協定の対象から医薬品を除外することを意図している。しかしながら、その他の発明全てに関しては、本認証協定の発効日以降に実施される欧州特許出願についてはカンボジア国内における認証対象となる。とりわけ、認証費用さえ支払えば、カンボジア国内で直接の欧州特許出願、または Euro-PCT（欧州特許条約に基づく国際出願）による欧州特許出願、並びに欧州特許の認証を取得することができ、係る申請や特許はカンボジアの出願や特許と同等の効力を有することになる。他の3か国との認証協定と同様、認証手続の準拠法は validation state（拡張国）の国内法に限定される。さらに、他の拡張国同様、EPO に対する認証費用の支払期限は、直接出願については、欧州特許公報に欧州調査報告の公示が記載された日から6か月以内、Euro-PCT 出願については、出願日（または最も早い優先日）から31か月、もしくは、国際調査報告の公示日から6か月のうちのいずれか遅い日までと見込まれている。

他の費用の支払は、他の拡張国同様、カンボジア特許庁に対して、EPOによる登録通知の公示日から3か月以内となることが予想される。現地語への翻訳も、少なくとも特許請求については、この期限内に要請されるであろう。この点、他の拡張国に目を向けると、モロッコでは、アラビア語またはフランス語への翻訳が特許請求についてのみ要求されているのに対して、モルドバ共和国では、ルーマ

ニア語への翻訳が明細書の全てについて要請されている。チュニジアで締結された認証協定は未だ発効に至っていない。

カンボジアとの認証協定の公式発効日が EPO から通知され次第、追加の関連情報が公表されることになる。